

付属資料

番号	資料名	頁
1	地方独立行政法人法（第七章 公立大学法人に関する特例）	1
2	公立大学法人県立広島大学定款	6
3	公立大学法人県立広島大学職員就業規則	13
4	公立大学法人県立広島大学契約事務取扱規程（抜粋）	24
5	時間外勤務に関する協定書（広島キャンパス）	27
6	公立大学法人県立広島大学役員会議事録（平成25年度第1回～第12回・別紙出席者名簿は省略）	29
7	公立大学法人県立広島大学経営審議会議事録（平成25年度第1回～第8回・別紙出席者名簿は省略）	41

地方独立行政法人法

第七章 公立大学法人に関する特例

(名称の特例)

第六十八条 一般地方独立行政法人で第二十一条第二号に掲げる業務を行うもの（以下この章において「公立大学法人」という。）は、第四条第一項の規定にかかわらず、その名称中に、地方独立行政法人という文字に代えて、公立大学法人という文字を用いなければならない。

2 公立大学法人でない者は、その名称中に、公立大学法人という文字を用いてはならない。

(教育研究の特性への配慮)

第六十九条 設立団体は、公立大学法人に係るこの法律の規定に基づく事務を行うに当たっては、公立大学法人が設置する大学における教育研究の特性に常に配慮しなければならない。

(他業の禁止)

第七十条 公立大学法人は、第二十一条第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務以外の業務を行ってはならない。

(理事長の任命の特例等)

第七十一条 公立大学法人の理事長は、当該公立大学法人が設置する大学の学長となるものとする。ただし、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学の全部又は一部について、学長を理事長と別に任命するものとすることができる。

2 前項の規定により大学の学長となる公立大学法人の理事長（以下この章において「学長となる理事長」という。）の任命は、第十四条第一項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申出に基づいて、設立団体の長が行う。

3 前項の申出は、学長となる理事長が学長となる大学に係る選考機関（学長となる理事長又は第五項に規定する学長を別に任命する大学の学長をこの項又は第五項の規定により選考するために、定款で定めるところにより公立大学法人に当該公立大学法人が設置する大学ごとに設置される機関をいう。以下この章において同じ。）の選考に基づき行う。この場合において、学長となる理事長で二以上の大学の学長となるものの任命に係るこれらの大学に係る選考機関の選考の結果が一致しないときは、前項の申出は、定款で定めるところにより、これらの選考機関の代表者で構成する会議の選考に基づき行う。

- 4 選考機関は、公立大学法人が設置する大学ごとに、第七十七条第一項に規定する経営審議機関を構成する者の中から当該経営審議機関において選出された者及び同条第三項に規定する教育研究審議機関を構成する者の中から当該教育研究審議機関において選出された者により構成するものとする。
- 5 第一項ただし書の規定により学長を理事長と別に任命するものとされた大学（以下この章において「学長を別に任命する大学」という。）の学長の任命は、当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の選考に基づき、理事長が行う。
- 6 第三項に規定する学長となる理事長の選考及び前項に規定する学長を別に任命する大学の学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから行わなければならない。
- 7 第五項の規定により任命された学長を別に任命する大学の学長は、第十四条第三項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の副理事長となるものとする。
- 8 公立大学法人（第一項ただし書の規定により、当該公立大学法人が設置する大学の全部について、学長を理事長と別に任命するものとされているものに限る。）の理事長は、第十四条第一項の規定にかかわらず、第六項に規定する者のうちから、設立団体の長が任命する。
- 9 公立大学法人の副理事長（第七項の規定により副理事長となるものを除く。）及び理事は、第十四条第三項の規定にかかわらず、第六項に規定する者のうちから、理事長が任命する。この場合においては、同条第四項の規定を準用する。

第七十二条 学長となる理事長の公立大学法人の成立後最初の任命については、前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該公立大学法人の申出に基づくことを要しないものとし、定款で定めるところにより、設立団体の長が任命するものとする。

- 2 学長を別に任命する大学の学長の当該学長を別に任命する大学の設置後最初の任命については、前条第五項の規定にかかわらず、当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の選考に基づくことを要しないものとし、定款で定めるところにより、理事長が任命するものとする。
- 3 前条第六項の規定は、前二項の規定による任命について準用する。この場合において、同条第六項中「第三項に規定する学長となる理事長の選考及び前項に規定する学長を別に任命する大学の学長の選考」とあるのは、「次条第一項に規定する学長となる理事長の任命及び同条第二項に規定する学長を別に任命する大学の学長の任命」と読み替えるものとする。

(教員等の任命等)

第七十三条 学長を別に任命する大学においては、理事長が副学長、学部長その他政令で指定する部局の長及び教員(教授、准教授、助教、講師及び助手をいう。)を第二十条の規定により任命し、免職し、又は降任するときは、学長の申出に基づき行うものとする。

(学長の任期等)

第七十四条 公立大学法人が設置する大学の学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、当該大学に係る選考機関の議を経て、当該公立大学法人の規程で定めるものとする。この場合において、当該公立大学法人の理事長が二以上の大学の学長となるときは、これらの学長の任期は、同一の期間となるように定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、公立大学法人が設置する大学の設置後最初の当該大学の学長の任期は、六年を超えない範囲内において、定款で定めるものとする。

3 学長となる理事長及び副理事長(第七十一条第七項の規定により副理事長となるものに限る。)の任期は、第十五条第一項の規定にかかわらず、前二項の規定により定められる学長の任期によるものとし、第八条第一項第六号の規定にかかわらず、これを定款に規定することを要しないものとする。

4 公立大学法人(第七十一条第一項ただし書の規定により、当該公立大学法人が設置する大学の全部について、学長を理事長と別に任命するものとされているものを除く。)の副理事長(同条第七項の規定により副理事長となるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)及び理事の任期は、第十五条第一項の規定にかかわらず、六年を超えない範囲内において理事長が定める。ただし、副理事長及び理事の任期の末日は、当該副理事長及び理事を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。

5 前項に規定する副理事長及び理事の任期は、第八条第一項第六号の規定にかかわらず、これを定款に規定することを要しないものとする。

(理事長の解任の特例等)

第七十五条 第十七条第一項(次条において準用する場合を含む。)に規定する場合を除き、第十七条第二項及び第三項(これらの規定を次条において準用する場合を含む。)の規定により、学長となる理事長を解任する場合又は学長を別に任命する大学の学長を解任する場合には、当該学長となる理事長が学長である大学又は当該学長を別に任命する大学に係る選考機関の申出により行うものとする。この場合において、公立大学法人の理事長が二以上の大学の学長であるときは、これらの大学に係るすべての選考機関の申出により行うものとする。

(準用)

第七十六条 第十四条第四項、第十五条第二項、第十六条第一項及び第十七条の規定は、学長を別に任命する大学の学長の任命及び解任について準用する。この場合において、第十四条第四項中「前項」とあるのは「第七十一条第五項」と、「副理事長及び理事」とあるのは「学長を別に任命する大学（同項に規定する学長を別に任命する大学をいう。以下同じ。）の学長」と、第十五条第二項及び第十六条第一項中「役員」とあるのは「学長を別に任命する大学の学長」と、第十七条第一項及び第二項中「設立団体の長又は理事長は、それぞれ」とあるのは「理事長は、」と、「役員」とあるのは「学長を別に任命する大学の学長」と、同条第三項中「設立団体の長又は理事長は、それぞれ」とあるのは「理事長は、」と、「役員（監事を除く。）」とあるのは「学長を別に任命する大学の学長」と、「その役員」とあるのは「その学長を別に任命する大学の学長」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「前二項及び第七十五条」と、「副理事長及び理事」とあるのは「学長を別に任命する大学の学長」と読み替えるものとする。

(審議機関)

第七十七条 公立大学法人は、定款で定めるところにより、当該公立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関（次項において「経営審議機関」という。）を置くものとする。

- 2 経営審議機関は、理事長、副理事長その他の者により構成するものとする。
- 3 公立大学法人は、定款で定めるところにより、当該公立大学法人が設置する大学ごとに当該大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関（次項において「教育研究審議機関」という。）を置くものとする。
- 4 教育研究審議機関は、学長、学部長その他の者により構成するものとする。

(中期目標等の特例)

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあり、及び同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「六年間」とする。

- 2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第二十五条第二項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

- 3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。
- 4 公立大学法人に関する第二十六条第四項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第七十八条第二項に定める事項」とする。

(認証評価機関の評価の活用)

第七十九条 評価委員会が公立大学法人について第三十条第一項の評価を行うに当たっては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

(設立の認可等の特例)

第八十条 公立大学法人に関するこの法律の規定の適用については、この法律中「総務大臣」とあるのは、「総務大臣及び文部科学大臣」とする。

公立大学法人県立広島大学定款

目次

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 役員等

第1節 役員（第8条－第12条）

第2節 役員会（第13条－第16条）

第3章 審議機関

第1節 経営審議会（第17条－第20条）

第2節 教育研究審議会（第21条－第24条）

第4章 業務の範囲及びその執行（第25条・第26条）

第5章 資本金等（第27条・第28条）

第6章 委任（第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、地域に貢献する知の創造、応用及び蓄積を図る知的活動の拠点として、主体的に考え、行動し、地域社会で活躍できる実践力のある人材を育成するとともに、地域に根ざした高度な研究を行い、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人県立広島大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、県立広島大学（以下「県立大学」という。）を広島市南区宇品東一丁目に設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、広島県とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を広島市南区宇品東一丁目に置く。

（法人の種別）

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第7条 法人の公告は、広島県報に登載して行う。

第2章 役員等

第1節 役員

(定数)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、理事5人以内及び監事2人を置く。

2 法人に、副理事長を置かないものとする。

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、第16条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第13条に規定する役員会の議を経なければならない。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は広島県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

(理事長の任命等)

第10条 理事長の任命は、法人の申出に基づき、知事が行う。

2 理事長は、県立大学の学長となるものとする。

3 第1項の申出は、学長となる理事長を選考するため法人に設置される機関（以下「理事長選考会議」という。）の選考に基づき行う。

4 理事長選考会議は、次に掲げる委員各3人で構成する。

(1) 第17条第1項に規定する経営審議会を構成する者のうちから当該経営審議会において選出された者

(2) 第21条第1項に規定する教育研究審議会を構成する者のうちから当該教育研究審議会において選出された者

5 前項第1号に該当する委員のうち1人以上は第17条第2項第3号に掲げる者とし、前項第2号に該当する委員のうち1人以上は第21条第2項第5号に掲げる者とする。

6 理事長は、理事長選考会議の委員となることができない。

7 理事長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

8 議長は、理事長選考会議を主宰する。

9 第4項から前項までに定めるもののほか、理事長選考会議の議事の手続その他理事長選考会議に関し必要な事項は、議長が理事長選考会議に諮って定める。

(理事及び監事の任命)

第11条 理事は、理事長が任命する。

2 理事長は、理事の任命に当たっては、その任命の際現に法人の役員

又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

3 監事は、知事が任命する。

(役員任期)

第12条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程で定める。

2 理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。

3 監事の任期は、2年とする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったときの前条第2項及び第17条第3項の規定の適用については、その再任の際現に法人の役員又は職員でない者とみなす。

第2節 役員会

(設置及び構成)

第13条 法人に役員会を置き、理事長及び理事で構成する。

(招集)

第14条 役員会は、理事長が招集する。

2 理事長は、理事から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、役員会を招集しなければならない。

(議事)

第15条 役員会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、役員会を主宰する。

3 役員会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

4 役員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、役員会において意見を述べることができる。

(役員会の議を経る事項)

第16条 次に掲げる事項は、役員会の議を経なければならない。

(1) 中期目標についての知事に対して述べる意見及び年度計画に関する事項

(2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）により知事の認可又は承認を受けなければならない事項

(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、役員会が定める重要事項

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

第17条 法人の経営に関する重要事項を審議するため、法人に経営審議会を置く。

2 経営審議会は、次に掲げる委員で構成する。

(1) 理事長

(2) 理事長が指名する理事

(3) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者

3 前項第2号（任命の際現に法人の役員又は職員でない者に限る。）及び第3号の委員の数の合計は、委員の総数の2分の1以上とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、第2項第1号及び第2号に掲げる委員については、当該職の任期とする。

5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(招集)

第18条 経営審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、経営審議会の委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、経営審議会を招集しなければならない。

(議事)

第19条 経営審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、経営審議会を主宰する。

3 経営審議会は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。

4 経営審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第20条 経営審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(5) 人事の方針に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(6) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事

項

(7) その他法人の経営に関する重要事項

第2節 教育研究審議会

(設置及び構成)

第21条 県立大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、法人に教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会は、次に掲げる委員で構成する。

(1) 学長となる理事長（以下この節において「理事長」という。）

(2) 理事長が指名する理事

(3) 理事長が定める学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長

(4) 理事長が指名する職員

(5) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、理事長が任命する者

3 委員の任期は2年とする。ただし、前項第1号から第3号までに掲げる委員については、当該職の任期とする。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(招集)

第22条 教育研究審議会は、理事長が招集する。

2 理事長は、教育研究審議会の委員の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して要求があったときは、教育研究審議会を招集しなければならない。

(議事)

第23条 教育研究審議会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ成立しない。

4 教育研究審議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第24条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての知事に対して述べる意見に関する事項のうち、教育研究に関するもの

(2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関するもの

(3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規程の制定又は改廃に関する事項

(4) 人事の方針に関する事項のうち、教育研究に関するもの

- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修業等を支援するために必要な助言，指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学，卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他県立大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第25条 法人は，次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学を設置し，これを運営すること。
- (2) 学生に対し，修学，進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 法人以外の者から委託を受け，又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- (5) 県立大学における教育研究の成果を普及し，及びその活用を促進すること。
- (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第26条 法人の業務の執行に関し必要な事項は，この定款に定めるもののほか，業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第27条 法人の資本金については，別表に掲げる資産を広島県が出資するものとし，当該資本金の額は，当該資産について，出資の日における時価を基準として広島県が評価した価額の合計額とする。

(解散に伴う残余財産の帰属)

第28条 法人は，解散した場合において，その債務を弁済してなお残余財産があるときは，これを広島県に帰属させる。

第6章 委任

(委任)

第29条 法人の運営に関し必要な事項は，この定款及び業務方法書に

定めるもののほか，法人の規程に定めるところによる。

附 則
省略

公立大学法人県立広島大学職員就業規則

平成19年4月1日
法人規程第52号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 人事
 - 第1節 採用
 - 第2節 評価
 - 第3節 昇任及び降任
 - 第4節 異動
 - 第5節 休職及び復職
 - 第6節 退職
 - 第7節 解雇
 - 第8節 退職証明書等
- 第3章 給与
- 第4章 服務
- 第5章 勤務時間、休日、休暇、休業等
- 第6章 研修
- 第7章 表彰
- 第8章 懲戒等
- 第9章 安全及び衛生
- 第10章 出張等
- 第11章 福利厚生
- 第12章 災害補償
- 第13章 退職手当
- 第14章 職務発明等

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定に基づき、公立大学法人県立広島大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の労働条件、服務規律その他の就業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「職員」とは、法人に勤務する常勤の者（公立大学法人県立広島大学教員の任期に関する規程（平成19年法人規程第53号。以下「任期規程」という。）で定めるところにより任期を付して雇用する教員（以下「任期付教員」という。）を含む。）をいう。

2 この規則において「教員」とは、前項の職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手の職にある者をいう。

(適用範囲等)

第3条 この規則は、第2条第1項に規定する職員に適用する。

2 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により、広島県その他の地方公共団体から派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に関し法人と当該団体との間で締結される派遣の取決めに定められた事項については、前項の規定にかかわらず、その取決めに由る。

3 教員の人事等に関しては、任期規程及び公立大学法人県立広島大学教員人事規程（平成19年法人規程第54号）に定めのある事項については、第1項の規定にかかわらず、当該規程の定めるところによる。

4 法人に勤務する者のうち、非常勤の者及び臨時的に雇用される者については、公立大学法人県立広島大学非常勤職員等就業規則（平成19年法人規程第69号）の定めるところによる。

5 法人に勤務する者のうち、期間を定めて雇用される者（任期付き教員を除く。）については、公立大学法人県立広島大学法人契約職員就業規則（平成21年法人規程第6号）の定めるところによる。

(法令等との関係)

第4条 職員の就業に関し、この規則及びこれに附属する法人規程に定めのない事項については、労基法その他の関係法令の定めるところによる。

(規則の遵守義務)

第5条 法人及び職員は、それぞれの立場でこの規則を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

第2章 人事

第1節 採用

(採用)

第6条 職員の採用は、競争試験又は選考により行う。

2 採用に関する事項については、理事長が別に定める。

(労働条件の明示)

第7条 職員の採用に際しては、採用しようとする者に対し、この規則を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した文書を交付するものとする。

(1) 給与に関する事項

(2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項

(3) 労働契約の期間に関する事項

(4) 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える勤務の有無、休憩時間、週休日、休日並びに休暇に関する事項

(5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(採用時の提出書類)

第8条 職員に採用された者は、次に掲げる書類を速やかに理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が提出を要しないと認めたものについては、この限りでない。

(1) 履歴書

- (2) 学歴，職歴及び資格に関する証明書
- (3) 身体検査書
- (4) その他理事長が必要と認める書類

2 前項の提出書類の記載事項に変更があったときは，その都度速やかに，理事長にこれを届け出なければならない。

(採用後の赴任)

第9条 職員は，採用後直ちに赴任しなければならない。ただし，住居の移転その他やむを得ない事情により直ちに赴任できない場合には，理事長の承認を得て，理事長の指定する日までに赴任するものとする。

(試用期間)

第10条 試用期間は，職員として採用された日から6か月間とする。ただし，理事長が必要と認めた場合は，試用期間を短縮し，又は設けないことができる。

2 前項の試用期間は，理事長が必要と認めた場合は，採用後1年を超えない範囲でこの期間の延長をすることができる。

3 理事長は，試用期間中の職員について，勤務実績が不良であること，心身に故障があることその他の事由により雇用を継続することが適当でないとする場合には，試用期間中に解雇し，又は試用期間満了時に本採用としないことができる。

4 第23条の規定は，前項の試用期間中の解雇又は試用期間満了時に本採用としない場合に準用する。

5 試用期間は，勤続年数に通算する。

第2節 評価

(勤務評定)

第11条 法人は，職員の勤務成績について，評定を実施する。

2 勤務成績の評定に関する事項については，理事長が別に定める。

第3節 昇任及び降任

(昇任)

第12条 職員の昇任は，選考による。

2 前項の選考は，前条第1項に規定する勤務評定のほか，総合的な能力評価に基づいて行う。

(降任)

第13条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には，これを降任させることができる。

- (1) 勤務実績が不良の場合
- (2) 心身の故障のため，職務の遂行に支障があり，又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか，その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 組織の改廃又は過員が生じた場合で，法人の経営上又は業務上やむを得ないとき。

2 前項に定めるもののほか，職員の降任に関し必要な事項は，公立大学法人県立広島大学職員の降任，解雇及び休職に関する規程（平成19年法人規程第55号）で定める。

第4節 異動

(異動)

第14条 理事長は、法人の業務上の必要により、職員に対し配置換、兼務又は出向（以下「配置換等」という。）を命じることがある。

2 職員は、正当な理由がない限り、配置換等を拒むことができない。

3 第9条の規定は、配置換又は兼務を命じられた場合に準用する。

第5節 休職及び復職

（休職）

第15条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職させることができる。

(1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合

(2) 刑事事件に関し起訴された場合

(3) 学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合

(4) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、休職させることが適当と認められる場合

2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

3 前2項に定めるもののほか、職員の休職に関し必要な事項は、公立大学法人県立広島大学職員の降任、解雇及び休職に関する規程で定める。

（休職の期間）

第16条 前条第1項各号（第2号を除く。）の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において、必要に応じ、個々の場合について、理事長が定める。この場合において、休職の期間が3年に満たないときは、初めに休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 前条第1項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

（復職）

第17条 理事長は、前条に規定する休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じるものとする。

第6節 退職

（退職）

第18条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日をもって退職する。

(1) 退職を申し出たとき 理事長が退職日として承認した日

(2) 定年に達したとき 定年に達した日以後最初の3月31日

(3) 任期付教員について、その任期が満了したとき 任期満了日

(4) 休職期間が満了した後も、その休職事由がなお消滅しないとき 休職期間満了日

(5) 死亡したとき 死亡日

（自己都合による退職手続）

第19条 職員は、自己の都合により退職しようとするときは、特別の事由がある場合を除き、退職を予定する日の30日前までに、文書をもって理事長に申し出なければならない。

(定年)

第20条 職員の定年は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める年齢とする。

- (1) 教員 65歳
- (2) その他の職員 60歳

(再雇用)

第21条 第18条第2号の規定により退職した職員(教員を除く。)が再雇用を希望する場合には、満65歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、再雇用する。

- 2 再雇用は1年毎に更新するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、再雇用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第7節 解雇

(解雇)

第22条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人となった場合
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
- 2 理事長は、前項第2号の規定にかかわらず、業務執行中又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、解雇しないものとすることができる。
- 3 前項の規定により当該解雇されないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、解雇する。
- 4 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、解雇することができる。
 - (1) 勤務実績が著しく不良で、改善の見込みがない場合
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) 前2号に該当する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
 - (4) 組織の改廃又は過員が生じた場合において、配置換その他の措置が困難で、解雇の回避のための努力を尽くしたにもかかわらず、法人の経営上又は業務上やむを得ないとき。
- 5 前各項に定めるもののほか、職員の解雇に関し必要な事項は、公立大学法人県立広島大学職員の降任、解雇及び休職に関する規程で定める。

(解雇制限)

第23条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は、解雇しない。ただし、療養開始後3年を経過した日において、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「地公災法」という。)に基づく傷病補償年金を受けている場合若しくは同日後において傷病補償年金を受けることとなった場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となり、その事由について行政官庁の認定を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業をする期間及びその後30日間

(2) 労基法第65条に定める産前産後の休業をする期間及びその後30日間
(解雇予告)

第24条 職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告をし、又は労基法に定める平均賃金(以下「平均賃金」という。)の30日分を支払うものとする。ただし、予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮するものとする。

2 前項の規定は、試用期間中の職員(採用後14日を超えて引き続き雇用された者を除く。)を解雇する場合又は行政官庁の認定を受けた場合には、適用しない。

第8節 退職証明書等

(退職証明書)

第25条 理事長は、退職し、又は解雇された者(解雇予告された者を含む。)が退職証明書の交付を請求したときは、速やかにこれを交付する。

2 前項の退職証明書に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類
- (3) その事業における地位
- (4) 給与
- (5) 退職の事由(解雇の場合におけるその理由を含む。)

3 退職証明書には、職員が請求した事項のみを記載するものとする。

(退職又は解雇後の責務)

第26条 職員が退職し、又は解雇された場合は、遅滞なく、法人から貸与された物品を返還しなければならない。

第3章 給与

(給与)

第27条 職員の給与については、公立大学法人県立広島大学職員給与規程(平成19年法人規程第56号)の定めるところによる。

第4章 服務

(職務専念義務等)

第28条 職員は、法人の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、職務の遂行に専念しなければならない。

(職務専念義務免除)

第29条 職員は、勤務時間内において、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ、理事長の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 法人の厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 労働組合法(昭和24年法律第174号)第6条に規定する交渉に参加する場合
- (4) その他理事長が定める場合

(法令等及び上司の命令に従う義務)

第30条 職員は、法令及び法人の諸規程を遵守し、上司の指揮命令に従ってその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、常に能力の開発、能率の向上及び業務の改善を目指し、相互協力の下に業務の正常な運営に努めなければならない。

3 上司は、指揮命令を受ける職員の人格を尊重し、その指導育成に努めるとともに、率先して職務を遂行しなければならない。

(禁止行為)

第31条 職員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 法人の名誉若しくは信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為

(2) 法人の秩序又は規律を乱す行為

(3) 職務上の地位を私的に利用する行為

(4) 理事長の許可なく、法人の敷地及び施設内で、業務の正常な運営を妨げる集会、演説又は文書・図画の配布若しくは掲示を行うことその他これに準ずる行為

(5) 理事長の許可なく、法人の敷地及び施設内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行うこと。

(守秘義務)

第32条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を公表する場合には、理事長の許可を受けなければならない。

(職員の倫理)

第33条 職員は、職務の倫理の保持に努めなければならない。

2 職員の倫理に関し必要な事項は、公立大学法人県立広島大学職員倫理規程(平成19年法人規程第57号)で定める。

(セクシュアル・ハラスメントの防止)

第34条 職員は、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 セクシュアル・ハラスメントの防止に関し必要な事項は、公立大学法人県立広島大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程(平成19年法人規程第58号)で定める。

(兼業)

第35条 職員は、理事長の許可を受けた場合でなければ、他の業務に従事し、又は自ら営利企業を営んではならない。

2 職員の兼業に関し必要な事項は、公立大学法人県立広島大学職員兼業規程(平成19年法人規程第59号)で定める。

第5章 勤務時間、休日、休暇、休業等

(勤務時間、休日及び休暇等)

第36条 職員の勤務時間、休日及び休暇等については、公立大学法人県立広島大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成19年法人規程第60号)の定めるところによる。

(育児・介護休業等)

第37条 職員は、3歳に満たない子の養育又は家族の介護をするため、理事長に申し出て、育児休業又は介護休業をし、又は勤務時間の短縮その他必要な措置を受けることができる。

2 育児休業、介護休業及び勤務時間の短縮その他必要な措置に関し必要な事項は、公立大学法人県立広島大学職員の育児休業等に関する規程（平成19年法人規程第61号）及び公立大学法人県立広島大学職員の介護休業に関する規程（平成19年法人規程第62号）で定める。

第6章 研修

（研修）

第38条 理事長は、業務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、必要な研修の実施に努めなければならない。

- 2 職員は、前項の研修を命じられた場合には、これを受けなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、研修に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第7章 表彰

（表彰）

第39条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、表彰する。

- (1) 職務上特に顕著な功績があった場合
- (2) 法人の名誉を高める行為を行った場合
- (3) その他理事長が必要と認める場合

2 前項に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第8章 懲戒等

（懲戒）

第40条 理事長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、懲戒に処することができる。

- (1) 正当な理由がなく無断欠勤をし、出勤の督促をしてもなおこれに応じない場合
- (2) 正当な理由がなく欠勤、遅刻を繰り返すなど勤務を怠り、業務に支障を及ぼした場合
- (3) 正当な理由がなく業務上の指示、命令に従わなかった場合
- (4) 故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合
- (5) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合
- (6) 法人・大学の名誉又は信用を著しく傷つけた場合
- (7) 素行不良で法人・大学の秩序又は風紀を乱した場合
- (8) 重大な経歴詐称をした場合
- (9) 前各号に掲げるもののほか、法令及び法人規程に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があった場合

2 理事長は、管理監督者の管理監督下にある職員に前項の懲戒に該当する行為があった場合は、当該職員の管理監督者をその監督責任により懲戒に処することができる。

（懲戒の種類）

第41条 懲戒は、次に掲げる区分に応じ行うものとする。

- (1) 戒告（その責任を確認し、将来を戒めることをいう。）

- (2) 減給（1回の額が労基法第12条に規定する平均賃金の1日分の半額を超えず、かつ、1給与支払期における給与の総額の10分の1を上限として給与を減額することをいう。）
- (3) 停職（1日以上6か月以下の期間を定めて出勤を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しないことをいう。）
- (4) 諭旨解雇（退職を勧告し、これに応じない場合には、30日前に予告して、又は30日分の平均賃金を支払って解雇することをいう。）
- (5) 懲戒解雇（予告期間を設けずに、即時に解雇することをいう。）

（懲戒の手続等）

第42条 前2条に定めるもののほか、職員の懲戒の手続その他懲戒に関し必要な事項は、公立大学法人県立広島大学職員懲戒規程（平成19年法人規程第63号）の定めるところによる。

（訓告等）

第43条 理事長は、第41条に規定するもののほか、サービスを厳正にし、規律を保持するために必要があるときは、文書又は口頭により、嚴重注意又は訓告を行うことができる。

（損害賠償）

第44条 職員が故意又は重大な過失によって法人に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部を賠償させることができる。

第9章 安全及び衛生

（安全衛生管理）

第45条 理事長は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の関係法令（以下「労働安全衛生法等」という。）に基づき、職員の健康増進と危険防止のために必要な措置を講じる。

（安全衛生協力義務）

第46条 職員は、安全、衛生及び健康の確保について、労働安全衛生法等及び上司の指示に従うとともに、法人が行う安全及び衛生に関する措置に協力しなければならない。

（安全衛生教育）

第47条 職員は、法人が行う安全及び衛生に関する教育及び訓練を受けなければならない。

（非常災害時の措置）

第48条 職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその発生のおそれがあることを知ったときは、緊急の措置を執るとともに直ちに上司その他関係者（以下「上司等」という。）に連絡して、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるように努力しなければならない。

（健康診断）

第49条 職員は、採用時及び毎年定期的に行う健康診断のほか、必要に応じて臨時の健康診断を受けなければならない。ただし、医師による健康診断を受け、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、この限りでない。

2 前項の健康診断の結果に基づいて必要と認める場合には、職員に勤務時間の短縮等健康保持に必要な措置を講じるものとする。

3 職員は、正当な事由がなく前項の措置を拒んではならない。

(就業の禁止)

第50条 法人は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、就業を禁止することができる。

(1) 伝染性の疾病にかかった場合

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのある場合

(3) 前2号に掲げる場合に準ずる事情がある場合

(その他必要な事項)

第51条 この章に定めるもののほか、職員の安全及び衛生に関する事項は、公立大学法人県立広島大学職員安全衛生管理規程(平成19年法人規程第64号)の定めるところによる。

第10章 出張等

(出張)

第52条 理事長は、業務上必要がある場合は、職員に出張を命ずることができる。

2 出張を命じられた職員は、出張を終えたときには、速やかに報告しなければならない。

(旅費)

第53条 第9条の規定による赴任及び前条に規定する出張に要する旅費については、公立大学法人県立広島大学職員旅費規程(平成19年法人規程第65号)の定めるところによる。

第11章 福利厚生

(宿舎)

第54条 職員の宿舎の利用については、公立大学法人県立広島大学職員宿舎規程(平成19年法人規程第66号)の定めるところによる。

(互助組合)

第55条 職員は、財団法人広島県教育職員互助組合に加入するものとする。ただし、派遣職員については、この限りでない。

第12章 災害補償

(業務災害及び通勤災害)

第56条 職員の業務上の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。)及び通勤による災害については、地公災法の定めるところによる。

第13章 退職手当

(退職手当)

第57条 職員の退職手当については、公立大学法人県立広島大学職員退職手当規程(平成19年法人規程第67号)の定めるところによる。

第14章 職務発明等

(職務発明等)

第58条 職員が職務上行った発明等及びこれらに係る権利の取扱いについては、公立大学法人県立広島大学知的財産権取扱規程(平成19年法人規程第68号)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定により法人の職員となった者で、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に定年を65歳を超えた年齢と定められているものの定年は、第20条の規定にかかわらず、施行日前に定められた年齢とする。

附 則

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- この規則は、平成22年6月30日から施行する。

公立大学法人県立広島大学契約事務取扱規程

第6章 随意契約

(随意契約によることができる場合)

第27条 会計規程第44条第1項ただし書に規定する随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定貸借料の年額又は総額）が別表上欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えないものをするとき。
- (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- (3) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (4) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (5) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (6) 競争入札に対し入札者がいないとき又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (7) 落札者が契約を締結しないとき。
- (8) その他理事長が随意契約とする特別の事由があると認めるとき。

2 前項第6号の規定により随意契約を行う場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第1項第7号の規定により随意契約を行う場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

(予定価格の決定)

第28条 契約担当職員は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第11条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴取)

第29条 契約担当職員は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

第7章 契約の締結

(契約書の記載事項)

第30条 会計規程第47条に規定する契約書には、契約の目的、契約金

額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約履行の場所
- (5) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (6) 監督及び検査
- (7) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (8) 危険負担
- (9) かし担保責任
- (10) 契約に関する紛争の解決方法
- (11) その他必要な事項

(契約書の省略)

第 31 条 会計規程第 47 条ただし書に規定する契約書の作成を省略することができる場合は、次に掲げる契約をいう。

- (1) 契約金額が 150 万円未満である指名競争契約又は随意契約をするとき。
- (2) 物品等を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品等を引き取るとき。
- (3) その他契約書の作成をする必要がないと認めるとき。

2 前項第 1 号又は第 3 号の規定により契約書の作成を省略する場合においても、契約金額が 50 万円以上である随意契約をするときは、請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。

(契約保証金)

第 32 条 契約担当職員は、契約を締結する者には、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金（現金に代えて納付される証券を含む。）を納めさせなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部及び一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に法人を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提供したとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に法人を債権者とする履行保証委託契約を締結し、当該履行保証委託契約に係る履行保証証券を提供したとき。
- (3) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提

供されるとき。

- (4) 財産を売り払う契約を締結する場合において、買受人が直ちに代金を納付するとき。
- (5) 第4条に規定する資格を有する者による一般競争入札若しくは指名競争入札に付し、又は随意契約による場合において、その必要がないと認められるとき。

別表 (第27条関係)

1 工事又は製造の請負	2,500,000円
2 財産の買入れ	1,600,000円
3 物件の借入れ	800,000円
4 財産の売払い	500,000円
5 物件の貸付け	300,000円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	1,000,000円

時間外勤務等に関する協定書

公立大学法人県立広島大学（以下「法人」という。）と県立広島大学教職員組合広島支部執行委員長（以下「広島支部執行委員長」という。）は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）第36条第1項の規定に基づき、法人における法定労働時間を超える勤務及び休日勤務（以下「時間外勤務等」という。）に関し、次のとおり協定する。

（基本方針）

第1条 法人は、業務の計画的な執行等により、所定勤務時間内に業務を処理することを原則とし、時間外勤務等については、できるだけ縮減を図るものとする。

2 やむを得ず時間外勤務等を必要とする場合もあり、時間外勤務等については、当面、次条以下の規定により対応するものとする。

（時間外勤務等の事由）

第2条 時間外勤務等は、法第33条第1項に規定する災害その他避けることができない事由による場合のほか、その時間外勤務等をしなければ、法人・大学運営に支障が生じることが予想され、かつ、その業務が必要不可欠である場合に命ずるものとする。

（時間外勤務等を必要とする業務の種類及び職員数）

第3条 時間外勤務等を必要とする業務の種類及び職員数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事務職員 64人
- (2) 教員 71人

（時間外勤務等の限度）

第4条 時間外勤務等の時間数は、法第33条第1項に掲げる災害その他避けることができない事由による場合を除き、1日5時間（休日勤務にあつては8時間、休日の入試関係事務にあつては13時間）、1か月30時間及び年間280時間を超えないものとし、休日勤務は月2回を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の業務に限り、別途協議して、年間500時間の範囲内で、かつ、1か月60時間まで延長することができるものとする。この場合の延長する回数は6回までとし、休日勤務は月4日までとする。なお、時間外勤務等の割増賃金率は、公立大学法人県立広島大学職員給与規程（平成19年法人規程第56号）第21条第1項により25%（ただし、週休日及び休日等については35%で、深夜の間の勤務はさらに25%の加算）とする。

- (1) 法人の予算、決算、人事、給与及び事業計画・報告業務
- (2) 学年末及び学年始めにおける教学業務
- (3) 入学試験に係る業務

3 前2項の規定において「休日」とは、次に掲げる日をいう。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

（事前命令の原則）

第5条 時間外勤務等の命令は、事前にこれを行い、本人に指示するものとする。ただし、これにより難い特別の事由がある場合は、この限りでない。

(非強制の原則)

第6条 時間外勤務等を命じる場合は、職員の意思を尊重するとともに、職員の健康上及び家庭上の事情に十分配慮するものとする。

(時間外勤務等の限度の例外)

第7条 法第33条第1項の規定による次に掲げる災害等緊急業務を処理する必要がある場合は、第4条の規定にかかわらず、その限度を超えて、さらに時間外勤務等を命ずることができるものとする。

- (1) 気象その他の警報の発令時(以下「異常気象時」という。)における業務
- (2) 災害及び公害事案等に伴い、学生・職員等の生命、健康もしくは財産に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすと認められ、緊急に施行する必要がある応急措置業務
- (3) 法人の財産の災害に対する緊急措置業務
- (4) 前3号に定めるもののほか、その事由が前3号に準ずると認められる業務

(育児又は介護を行う職員の時間外勤務等)

第8条 公立大学法人県立広島大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成19年法人規程第60号)(以下「勤務時間等規程」という。)第9条第2項又は第4項に規定する育児又は介護を行う職員から請求があった場合においては、当該職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、1か月24時間、年間150時間を超えて、時間外勤務(第7条に規定する場合における勤務を除く。)をさせてはならないものとする。

2 前項に規定する職員から請求があった場合においては、業務の正常な運営を妨げるときを除き、深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)における勤務を命じてはならないものとする。

3 勤務時間等規程第9条第3項に規定する育児を行う職員から請求があった場合においては、当該職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務(第7条に規定する場合における勤務を除く。)をさせてはならないものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この協定について重大な支障又は疑義が生じた場合は、双方が協議するものとする。

2 理事長は、広島支部執行委員長及び自治労広島県職員労働組合県立広島大学広島キャンパス分会長に対し、毎月、時間外勤務の時間数及び休日勤務の勤務日数について提示するものとする。

平成26年3月31日

公立大学法人県立広島大学理事長



県立広島大学教職員組合広島支部執行委員長



平成25年度第1回公立大学法人県立広島大学役員会議事録

1 日時

平成25年4月10日(水) 15:30～16:35

2 場所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 報告事項

- (1) 公立大学法人県立広島大学第二期中期計画及び平成25年度年度計画について
- (2) 平成25年度公立大学法人県立広島大学教職員の配置状況について
- (3) 平成25年3月卒業者の就職等の状況について
- (4) 平成25年度入学者選抜結果について

5 その他

次回会議の開催について
平成25年5月8日(水)

平成25年度第2回公立大学法人県立広島大学役員会議事録

1 日 時

平成25年5月8日(水) 15:30~16:10

2 場 所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

- (1) 平成25年度「地(知)の拠点整備事業」の申請について
審議事項1について、原案のとおり了承された。

5 報告事項

- (1) 第一期中期目標・中期計画期間及び平成24年度の業務実績報告(部局集計)について

6 その他

次回会議の開催について
平成25年6月12日(水)

平成25年度第3回公立大学法人県立広島大学役員会議事録

1 日時

平成25年6月12日(水) 15:30~16:56

2 場所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

- (1) 公立大学法人県立広島大学 平成24年度及び第一期中期目標・中期計画期間の業務実績報告(素案)について
審議事項1について、継続検討することで了承された。
- (2) 公立大学法人県立広島大学 平成24年度財務諸表等について
審議事項2について、原案のとおり了承された。

5 報告事項

- (1) JICA草の根技術協力事業への提案について
- (2) リハビリテーション教育評価機構による評価結果について
- (3) 平成24年度の卒業(修了)者の就職等の状況について
- (4) 卒業式及び入学式について
- (5) ベトナムで開催する「海外共同PR事業」への参加について
- (6) 平成25年度「地(知)の拠点整備事業」の申請について
- (7) 地域型MBAの確立を目指した経営学機能強化事業の実施プログラムについて
- (8) 平成25年度科学研究費助成事業 採択状況について

6 その他

次回会議の開催について
平成25年6月26日(水)

平成25年度第4回公立大学法人県立広島大学役員会議事録

1 日時

平成25年6月26日(水) 15:30~16:03

2 場所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

- (1) 公立大学法人県立広島大学 平成24年度業務の実績に関する報告書及び第一期中期目標・中期計画期間の業務の実績に関する報告書について審議事項1について、原案のとおり了承された。

5 報告事項

- (1) 給与減額措置について
- (2) 平成24年度会計監査人による監査結果について

6 その他

次回会議の開催について
平成25年7月31日(水)

平成25年度第5回公立大学法人県立広島大学役員会議事録

1 日時

平成25年7月31日(水) 15:30~16:22

2 場所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

- (1) 公立大学法人県立広島大学業務の実績に関する評価の結果(案)について
審議事項1について、原案のとおり了承された。

5 報告事項

- (1) 「大学連携特別講座」(企業経営とイノベーション)の実施について

6 その他

次回会議の開催について
平成25年9月4日(水)

平成25年度第6回公立大学法人県立広島大学役員会議事録

1 日 時

平成25年9月4日(水) 15:30～16:22

2 場 所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 報告事項

- (1) 平成25年度中国・四国地区大学間連携フィールド演習の実施について
- (2) 公立大学法人県立広島大学業務の実績に関する評価の結果について
- (3) 平成26年度入学者選抜状況(社会人特別選抜, 第3年次編入学)について
- (4) 平成26年度入学者選抜状況(大学院第1次募集)について
- (5) 「県大へ行こうー授業公開週間ー」の実施結果について
- (6) 大学ホームページリニューアル後の各部局の掲載状況について

5 その他

次回会議の開催について
平成25年10月2日(水)

平成25年度第7回公立大学法人県立広島大学役員会議事録

1 日時

平成25年10月2日(水) 15:30~16:00

2 場所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 報告事項

- (1) 「ゆるるの森づくり」事業について
- (2) 生命環境学部教員の研究に対する受賞について
- (3) 平成26年度入学者選抜状況(社会人特別選抜, 第3年次編入学)について
- (4) 平成26年度入学者選抜状況(大学院第1次募集)について
- (5) 平成25年度県立広島大学重点研究事業について
- (6) 県立総合技術研究所との共同研究に関する覚書調印式及びキックオフイベントについて
- (7) アルスター大学との新規協定締結について

5 その他

次回会議の開催について
平成25年11月6日(水)

平成25年度第8回公立大学法人県立広島大学役員会議事録

1 日 時

平成25年11月6日(水) 15:30~16:30

2 場 所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

- (1) 広島県立大学の廃止について
審議事項1について、原案のとおり了承された。
- (2) 平成26年度年度計画策定及び予算編成について
審議事項2について、原案のとおり了承された。

5 報告事項

- (1) 生命システム科学専攻におけるグローバル化の推進について
- (2) 学術交流等に関する海外大学との協定締結について
- (3) 平成25年度「地(知)の拠点整備事業」の審査の際に附された意見について
- (4) 平成25年度目標・計画に係る後期説明会の実施報告について

6 その他

次回会議の開催について
平成25年12月4日(水)

平成25年度第9回公立大学法人県立広島大学役員会議事録

1 日時

平成25年12月4日(水) 15:30~16:08

2 場所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 報告事項

- (1) 海外大学(インドネシア・タイ)とのミニシンポジウムの実施状況について
- (2) 広島県立歴史民俗資料館及び広島県立歴史博物館キャンパスメンバーズ制度への加入について
- (3) 平成26年度入学者選抜状況について

5 その他

次回会議の開催について
平成26年1月8日(水)

平成25年度第10回公立大学法人県立広島大学役員会議事録

1 日時

平成26年1月8日(水) 15:30~16:51

2 場所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

- (1) 経営専門職大学院(MBA)開設の検討について
審議事項1について、原案のとおり了承された。
- (2) 県立広島大学と広島市南区との地域連携協力に関する協定について
審議事項2について、原案のとおり了承された。
- (3) 外部資金に係る間接経費の見直しについて
審議事項3について、原案のとおり了承された。

5 報告事項

- (1) 図書等資料整備方針の見直しについて
- (2) 平成25年度給与改定等について
- (3) 平成25年度中間決算について
- (4) 平成26年度入学者選抜状況(推薦入試)について
- (5) レモンに関する共同研究の実施について
- (6) 日経BPコンサルティング「大学ブランド・イメージ調査2013-2014」の結果について

6 その他

次回会議の開催について
平成26年2月5日(水)

平成25年度第11回公立大学法人県立広島大学役員会議事録

1 日 時

平成26年2月5日(水) 15:30～16:05

2 場 所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

(1) 平成26年度 年度計画(素案)について

審議事項1について、原案のとおり了承された。

5 報告事項

(1) 平成25年度広島スタディツアーの実施報告について

(2) 平成25年度アカデミック日本語講座の実施報告について

(3) 平成25年度企業と学生の合同就職懇談会の実施について

(4) 就職等内定状況(平成26年3月卒業予定者)について【平成25年12月31日現在】

(5) 平成25年度内部監査結果報告書について

5 その他

次回会議の開催について

平成26年3月5日(水)

平成25年度第12回公立大学法人県立広島大学役員会議事録

1 日 時

平成26年3月5日(水) 15:30~16:36

2 場 所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

- (1) 経営専門職大学院(MBA)設置準備に係る学内体制の整備について
審議事項1について, 原案のとおり了承された。
- (2) 平成26年度 年度計画(案)について
審議事項2について, 継続検討することで了承された。
- (3) 平成25年度予算の補正について(案)
審議事項3について, 原案のとおり了承された。
- (4) 平成26年度当初予算の編成(案)について
審議事項4について, 原案のとおり了承された。
- (5) 平成26年度資金管理計画(案)について
審議事項5について, 原案のとおり了承された。

5 報告事項

- (1) 就職等内定状況(平成26年3月卒業予定者)について(H26.2.28現在)
- (2) 平成25年度「企業と学生の合同就職懇談会」の実施結果について
- (3) 平成26年度入学者選抜状況について
- (4) 学術交流協定の締結について
- (5) 経営学機能強化プログラムについて

6 その他

次回会議の開催について
平成26年4月9日(水)

平成25年度第1回公立大学法人県立広島大学経営審議会議事録

1 日時

平成25年4月10日(水) 15:30~16:45

2 場所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 報告事項

- (1) 公立大学法人県立広島大学第二期中期計画及び平成25年度年度計画について
- (2) 平成25年度公立大学法人県立広島大学教職員の配置状況について
- (3) 平成25年3月卒業者の就職等の状況について
- (4) 平成25年度入学者選抜結果について

5 経営審議会 審議事項

- (1) 理事長選考会議委員の選出について

審議事項1の理事長選考会議委員について、平田委員、唐川委員、佐々木委員の3名が選出された。

6 その他

次回会議の開催について
平成25年6月12日(水)

平成25年度第2回公立大学法人県立広島大学経営審議会議事録

1 日時

平成25年6月12日(水) 15:30~16:56

2 場所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

- (1) 公立大学法人県立広島大学 平成24年度及び第一期中期目標・中期計画期間の業務実績報告(素案)について
審議事項1について、継続検討することで了承された。
- (2) 公立大学法人県立広島大学 平成24年度財務諸表等について
審議事項2について、原案のとおり了承された。

5 報告事項

- (1) JICA草の根技術協力事業への提案について
- (2) リハビリテーション教育評価機構による評価結果について
- (3) 平成24年度の卒業(修了)者の就職等の状況について
- (4) 卒業式及び入学式について
- (5) ベトナムで開催する「海外共同PR事業」への参加について
- (6) 平成25年度「地(知)の拠点整備事業」の申請について
- (7) 地域型MBAの確立を目指した経営学機能強化事業の実施プログラムについて
- (8) 平成25年度科学研究費助成事業 採択状況について

6 その他

次回会議の開催について
平成25年6月26日(水)

平成25年度第3回公立大学法人県立広島大学経営審議会議事録

1 日 時

平成25年6月26日(水) 15:30~16:03

2 場 所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

- (1) 公立大学法人県立広島大学 平成24年度業務の実績に関する報告書及び第一期中期目標・中期計画期間の業務の実績に関する報告書について審議事項1について、原案のとおり了承された。

5 報告事項

- (1) 給与減額措置について
- (2) 平成24年度会計監査人による監査結果について

6 その他

次回会議の開催について
平成25年7月31日(水)

平成25年度第4回公立大学法人県立広島大学経営審議会議事録

1 日時

平成25年7月31日(水) 15:30~16:22

2 場所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

- (1) 公立大学法人県立広島大学業務の実績に関する評価の結果(案)について
審議事項1について、原案のとおり了承された。

5 報告事項

- (1) 「大学連携特別講座」(企業経営とイノベーション)の実施について

6 その他

次回会議の開催について
平成25年9月4日(水)

平成25年度第5回公立大学法人県立広島大学経営審議会議事録

1 日 時

平成25年9月4日(水) 15:30～16:22

2 場 所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 報告事項

- (1) 平成25年度中国・四国地区大学間連携フィールド演習の実施について
- (2) 公立大学法人県立広島大学業務の実績に関する評価の結果について
- (3) 平成26年度入学者選抜状況(社会人特別選抜, 第3年次編入学)について
- (4) 平成26年度入学者選抜状況(大学院第1次募集)について
- (5) 「県大へ行こうー授業公開週間ー」の実施結果について
- (6) 大学ホームページリニューアル後の各部局の掲載状況について

5 その他

次回会議の開催について

平成25年11月6日(水)

平成25年度第6回公立大学法人県立広島大学経営審議会議事録

1 日時

平成25年11月6日(水) 15:30~16:30

2 場所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

- (1) 広島県立大学の廃止について
審議事項1について、原案のとおり了承された。
- (2) 平成26年度年度計画策定及び予算編成について
審議事項2について、原案のとおり了承された。

5 報告事項

- (1) 生命システム科学専攻におけるグローバル化の推進について
- (2) 学術交流等に関する海外大学との協定締結について
- (3) 平成25年度「地(知)の拠点整備事業」の審査の際に附された意見について
- (4) 平成25年度目標・計画に係る後期説明会の実施報告について

5 その他

次回会議の開催について
平成26年1月8日(水)

平成25年度第7回公立大学法人県立広島大学経営審議会議事録

1 日時

平成26年1月8日(水) 15:30~16:51

2 場所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

- (1) 経営専門職大学院(MBA)開設の検討について
審議事項1について、原案のとおり了承された。
- (2) 県立広島大学と広島市南区との地域連携協力に関する協定について
審議事項2について、原案のとおり了承された。
- (3) 外部資金に係る間接経費の見直しについて
審議事項3について、原案のとおり了承された。

5 報告事項

- (1) 図書等資料整備方針の見直しについて
- (2) 平成25年度給与改定等について
- (3) 平成25年度中間決算について
- (4) 平成26年度入学者選抜状況(推薦入試)について
- (5) レモンに関する共同研究の実施について
- (6) 日経BPコンサルティング「大学ブランド・イメージ調査2013-2014」の結果について

5 その他

次回会議の開催について
平成26年3月5日(水)

平成25年度第8回公立大学法人県立広島大学経営審議会議事録

1 日時

平成26年3月5日(水) 15:30~16:36

2 場所

県立広島大学 役員会議室

3 出席者

別紙出席者名簿のとおり

4 審議事項

- (1) 経営専門職大学院(MBA)設置準備に係る学内体制の整備について
審議事項1について, 原案のとおり了承された。
- (2) 平成26年度 年度計画(案)について
審議事項2について, 継続検討することです了承された。
- (3) 平成25年度予算の補正について(案)
審議事項3について, 原案のとおり了承された。
- (4) 平成26年度当初予算の編成(案)について
審議事項4について, 原案のとおり了承された。
- (5) 平成26年度資金管理計画(案)について
審議事項5について, 原案のとおり了承された。

5 報告事項

- (1) 就職等内定状況(平成26年3月卒業予定者)について(H26.2.28現在)
- (2) 平成25年度「企業と学生の合同就職懇談会」の実施結果について
- (3) 平成26年度入学者選抜状況について
- (4) 学術交流協定の締結について
- (5) 経営学機能強化プログラムについて

5 その他

次回会議の開催について

平成26年4月9日(水)